

令和6年度

監査のあらまし

令和7年3月

福島県監査委員事務局

【監査のあらまし】

目 次

1	監査委員制度	1
2	監査等の種類と根拠法令	2
3	主な監査等の内容と実施状況	
(1)	財務監査	3
(2)	行政監査	4
(3)	財政支援団体等監査	4
(4)	指定金融機関等の監査	5
(5)	住民監査請求による監査	5
(6)	例月出納検査	5
(7)	決算審査	5
(8)	基金運用審査	7
(9)	健全化判断比率審査	7
(10)	資金不足比率審査	7
(11)	内部統制評価報告書審査	8
●	監査事務の流れ	10
●	監査等の実施期間	11
4	監査結果等の概要	
(1)	財務監査	
①	定期監査 普通会計	12
②	定期監査 企業会計	17
③	随時監査	20
④	技術監査	20
(2)	財政支援団体等監査	22
5	行政監査（課題監査）結果等の概要	23
6	住民監査請求の状況	25
	各課業務内容	27

1 監査委員制度

監査は、県の行財政が公正で効率的に運営されているかどうかをチェックすることです。監査委員は、地方自治法の規定により知事から独立した執行機関です。個々の監査委員が、単独で職務権限を行使できることから、「独任制」の執行機関といわれます。

＊福島県の監査委員4名（県議会の同意を得て知事によって選任）

県議会議員から選任される委員2名（非常勤）

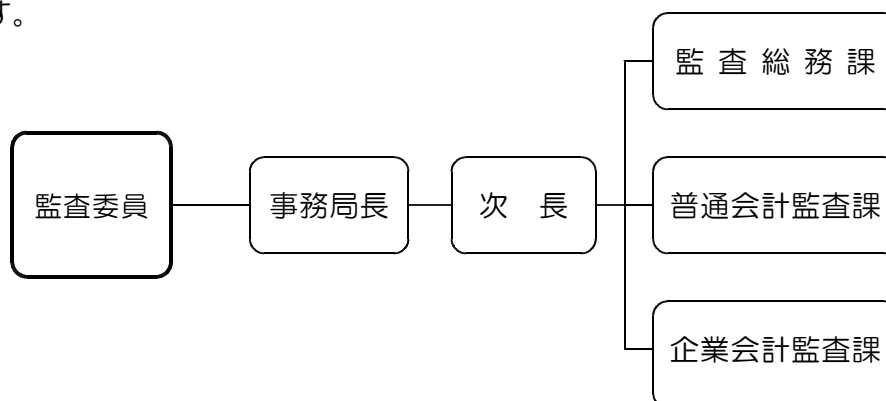
識見を有する者から選任される委員2名（常勤、非常勤）

●福島県監査委員（令和6年度）

区 分	氏 名	就任年月日	任 期
議員選任委員 (非常勤)	みつ やま き いち 満 山 喜 一	令和5年12月26日	議員の任期
議員選任委員 (非常勤)	さん べ まさ えい 三 瓶 正 栄	令和5年12月26日	議員の任期
識 見 委 員 (代表監査委員、常勤)	わたなべ ひとし 渡辺 仁	令和6年4月1日	4 年
識 見 委 員 (非常勤)	たか はし ひろ かず 高橋 宏 和 あ べ とし こ 阿 部 寿 子	令和2年7月8日 ～令和6年7月7日 令和6年7月8日～	4 年

●監査委員事務局

監査委員の補助機関として監査委員事務局が設置され、組織体制は以下のとおりとなっています。



2 監査等の種類と根拠法令

区 分			法 令 根 拠 条 文		
監査	一般監査	財務監査	定 期 監 査	地方自治法第199条第1項、第4項	
			随 時 監 査	地方自治法第199条第1項、第5項	
			技 術 監 査	地方自治法第199条第1項	
		行 政 監 査		地方自治法第199条第2項	
		財 政 支 援 団 体 等 監 査		地方自治法第199条第7項	
		指 定 金 融 機 関 等 の 監 査		地方自治法第235条の2第2項 地方公営企業法第27条の2第1項	
	特別監査	直 接 請 求 に 係 る 監 査		地方自治法第75条	福島県 外部監 査契約 に基づ く監査 に関す る条例
		県議会の要求による監査		地方自治法第98条第2項	
		長 の 要 求 に よ る 監 査		地方自治法第199条第6項、第7項	
		住 民 監 査 請 求 に よ る 監 査		地方自治法第242条	
		職員の賠償責任に関する監査		地方自治法第243条の2の8第3項 地方公営企業法第34条	
検 査	例 月 出 納 検 査		地方自治法第235条の2第1項		
審 査	決 算 審 査		地方自治法第233条第2項 地方公営企業法第30条第4項		
	基 金 運 用 審 査		地方自治法第241条第5項		
	健 全 化 判 断 比 率 審 査		地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項		
	資 金 不 足 比 率 審 査		地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項		
	内 部 統 制 評 価 報 告 書 審 査		地方自治法第150条第6項		

参 考

※外部監査制度

外部監査制度は、知事が外部の専門的知識を有する第三者（弁護士、公認会計士、税理士など）と契約を結び監査を受ける制度であり、監査制度の一層の充実を図ることを目的に平成11年4月から実施されており、包括外部監査と個別外部監査があります。

（事務は知事部局の総務部職員研修課が担当しています。）

○包括外部監査

包括外部監査は、外部監査人が財務監査の範囲から監査テーマを自ら選定し、年1回以上監査を行うものです。

○個別外部監査

監査委員が行う要求・請求に関する監査（上記の特別監査参照）について、個別外部監査の請求があった場合に、外部監査人が監査委員に代わって監査を行うものです。

3 主な監査等の内容と実施状況

(1) 財務監査

① 定期監査

県の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的かどうか、また、県が経営する事業の管理が合理的かつ能率的かどうかを主眼として毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて実施する監査です。

普通会計では、171機関に対し監査を実施し、おおむね適正に執行されているものと認められましたが、過調定や不足調定、支払時期遅延など収入及び支出事務の一部に適正を欠いているものがあり改善を求めました。

また、企業会計では、11機関に対し監査を実施し、おおむね適正に執行されているものと認められましたが、未収金や行政財産の使用料等の経理に適正を欠いているものなどがあり改善を求めました。

●令和6年度定期監査の実施機関数一覧

区 分	本 庁	公 所	計
普通会計	53	118	171
企業会計	3	8	11
合 計	56	126	182

② 随時監査

監査委員が定期監査以外に必要があると認めるとき、随時に行う監査です。

令和6年度は1機関実施しました。

③ 技術監査

県が施工する建設工事に関する業務委託及び建設工事において、定期監査時に併せて行う定期技術監査と、発注前及び施工中の工事等に係る設計図書及び工事の実施状況について監査を行う竣工前技術監査があり、令和6年度は定期技術監査を147箇所、竣工前技術監査を6箇所実施し、適正に執行されているものと認められました。

技術監査では、工事の執行に関し、計画、設計、積算が妥当であるか、工事の施工が正確かつ適法に執行されているか監査しています。

(2) 行政監査

財務に関する事務の執行及び県が経営する事業の管理に関する監査以外に、監査委員が必要があると認めた県の事務の執行について、合规性、正確性、経済性、効率性及び有効性の観点から次のような視点に立って実施される監査です。

- ①法令等に従って適正に行われているか。
- ②県民の福祉の増進に寄与し最少の経費で最大の効果をあげているか。
- ③組織及び運営の合理化に努め、規模の適正化が図られているか。

監査の方法は、毎年課題を設けて行う課題監査と、定期監査時に併せて行う一般監査とに区分されますが、本県では課題監査方式で実施しています。

令和6年度の行政監査は、「新産業を支える人材育成の成果の検証」をテーマとして、50の県所管課室・公益法人等を対象に課題監査を実施しました。

監査の結果、県内企業が求める人材ニーズの把握に努め、一定程度事業内容に反映させることで、新産業の人材育成と確保を目的とした取組が行われていることが確認されました。これに基づいて、本県の復興・創生に向けた取組と若者の県外流出など急速に進む人口減少対策を進めるため、製造業の更なる振興と新産業の育成・集積を一層促進するとともに、それを支える人材の育成・確保に関する各施策を車の両輪として積極的に取り組まれない、といった意見などが出されました。

(3) 財政支援団体等監査

県が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政支援を行っているもの、4分の1以上出資しているもの、借入金の元金又は利子の支払保証をしているものの出納、その他の事務の執行で当該財政支援に係るものに対する監査及び県が公の施設の管理を行わせているものなどに対する監査です。

当該財政支援等に係る事務・事業が計画的、適正かつ効率的に運営・実施されているか、財政支援等による成果を上げているかを主眼として実施しています。

監査の結果、一部の団体に対し、収益の計上や、補助金の実績報告などが適切でないものについて指導し、事務手続の適正化などの改善を求めました。

●令和6年度財政支援団体等監査の実施状況

令和5会計年度対象	実 施 機 関 類 別 と 実 施 数				
実 施 時 期	公立大学	出資団体	補助等団体	指定管理	合計
令和6年9月～令和7年2月	2	24	2	6	34

(4) 指定金融機関等の監査

福島県指定金融機関等の公金の収納、支払等の事務処理が、法令の規定及び指定契約の約定のとおり行われているかどうかを主眼として、必要があると認めるときに実施します。

令和6年度において、会計管理者が指定金融機関等検査を実施した結果、「全体としてはおおむね適正に執行されているものと認められた」との報告があったため、同年度の監査は実施していません。

(5) 住民監査請求による監査

県民が、県の執行機関又は職員について、違法又は不当な財務会計上の行為があると認めるとき、これを証する書面を添えて、監査委員に対し監査を求め、必要な措置を請求できる制度です。

令和6年度は3件の住民監査請求があり、「却下」1件、監査を実施した結果「勧告」を行ったもの1件、「審査中」1件となっています。

(6) 例月出納検査

県の現金の出納について毎月例日を定めて監査委員がこれを検査するもので、監査委員全員による検査は四半期ごとに、他の月は代表監査委員が原則として毎月検査を実施します。

監査委員は、会計管理者、公営企業管理者等から提出された例月出納検査調書について、現金及び預金の月末残高が金融機関の証明と符合し正確であるか、また、計数は関係帳簿と符合し正確であるか等に着眼し、検査を実施しています。

令和6年度の毎月の検査において、現金の出納事務は適正に行われ正確であると認められました。

(7) 決算審査

知事からの審査依頼により、毎会計年度、決算及びその証書類その他政令で定める書類を審査するものです。

監査委員は、決算書その他の関係諸表に基づく計数を確認するとともに、予算が具体的な『成果の創出』と『成果の見える化』につながるよう効果的・効率的・合理的に執行されたかどうかなどに着眼し、決算審査を実施しています。

① 一般会計及び特別会計

令和５年度決算審査においては、決算に係る計数が関係諸帳簿等の計数と符合しており正確であることを確認し、予算の執行等も、おおむね適正に執行されたものと認められました。

また、令和５年度一般会計及び特別会計決算審査の中で、現在、本県行政を取り巻く様々な状況を十分に踏まえ、次の意見を付しました。

- ・ 意見１：福島県の「復興再生」と「地域創生」の推進のため、一つ一つの取組をシンカ（進化・深化・新化）させながら、着実に成果につなげていく必要があること。
- ・ 意見２：安定的・持続的な行財政運営のため、企業会計の手法をや考え方を参考とし、数値をもとにした情報を、中長期的な資産管理と経営的な視点の強化に活用していく必要があること。
- ・ 意見３：財務事務等の適正化を進める必要があること。
- ・ 意見４：予算の執行の適正化に取り組んでいく必要があること。

② 公営企業会計

各公営企業会計においても、事業の経営に当たり、引き続き経済性を発揮して経営改善等に取り組む必要があることから、主に次の意見を付しました。

- ・ 流域下水道事業：安定的・持続的な事業経営が求められる中、計画に基づいた広域化・共同化や接続率向上による収益確保など、経営の効率化に努めるとともに、人口減少等に伴う収益の減少が見込まれるため、将来の事業経営のあり方を検討すること。
- ・ 工業用水道事業：中長期計画に基づいた老朽施設の改築など、今後も多額の資金（企業局）需要が見込まれるため、更なる経営の合理化・効率化の推進により、経営の健全化に努めるとともに、リスク管理を徹底し、安定的な工業用水の管理に努めること。
- ・ 地域開発事業：一般会計から繰り入れた負担金を財源としての企業債の償還は（企業局）完了したことから、事業の精算業務等に適正に取り組むこと。
- ・ 県立病院事業：ふくしま県立病院事業経営強化プランの実現に向けて、県立病院（病院局）に求められる政策医療の役割を果たしつつ、病院経営の効率化に総合的に取り組むとともに、未利用財産の売却等による経営基盤の強化や医業未収金の回収に努めること。

(8) 基金運用審査

知事からの審査依頼により、毎年度、次の5つの定額運用基金の運用状況について審査するものです。

- ①福島県市町村振興基金
- ②福島県土地取得基金
- ③福島県難視聴地域解消基金
- ④福島県企業立地資金貸付基金
- ⑤福島県美術品等取得基金

監査委員は、決算書その他の関係諸表に基づく計数を確認するとともに、基金の運用が設置目的に沿って適正かつ効率的に行われたかどうかを主眼として審査を実施しています。

令和5年度の基金運用状況審査において、各基金は適正に運用されているものと認められました。

(9) 健全化判断比率審査

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を確認して、健全化判断比率が適正に算定されているかを審査するものです。

令和5年度に係る健全化判断比率は適正に算定されているものと認められるとともに、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額及び連結実質赤字額がないため該当する比率はなく、実質公債費比率及び将来負担比率については、いずれも早期健全化基準を下回っており、財政収支が不均衡な状況又はその他の財政状況が悪化した状況とは認められませんでした。

(10) 資金不足比率審査

地方公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、決算書その他の関係書類に基づいてその計数を確認するとともに、資金不足比率が適正であるかどうかを審査するものです。

令和5年度に係る資金不足比率は、適正に算定されているものと認められ、資金不足を生じた公営企業はありませんでした。

(11) 内部統制評価報告書審査

人口減少社会においても行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供していくため、地方自治法が改正され、令和2年度から内部統制制度が導入されました。

監査委員は、知事からの審査依頼により、毎年度、福島県内部統制評価報告書について、知事による評価が評価手続きに沿って適切に実施されているか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかを審査するものです。令和5年度福島県内部統制評価報告書については、審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると認められました。

なお、評価報告書では、次の2件について「運用上の重大な不備」が認められましたが、直ちに再発防止に取り組んでいることを確認したとしています。

〈運用上の重大な不備とされた事案〉

- ・ 入札事務における設計金額の漏洩事案
- ・ 警察署内における職員による捜査報償費の窃取事案

また、内部統制の推進に向けて大きく3つの意見を付しました。

意見1：内部統制の「運用上の重大な不備」とされた県発注の入札事務における設計金額の漏洩事案及び警察署内における職員による捜査報償費の窃取事案については、全庁を挙げて再発防止策の再徹底に確実に取り組むとともに、不備が発生しにくい体制づくりのため、不断の見直しを図っていく必要があります。

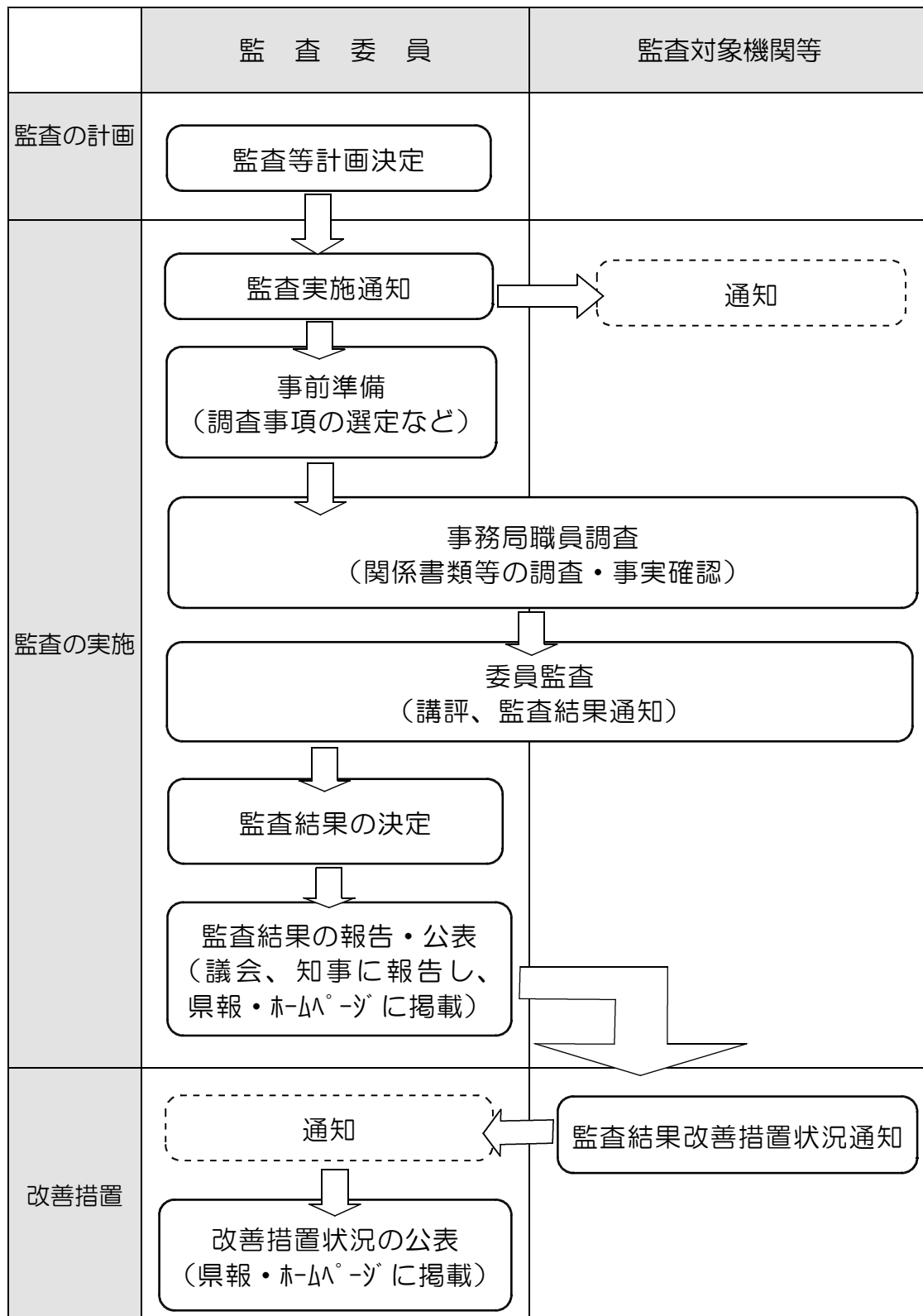
意見2：財務事務の更なる適正化を進め、重大な不備の発生を未然に防止する必要があります。

意見3：執行機関及び出納機関の業務の効率化を図り、内部統制の実効性を高めていくとともに、職員が高い意識を持って組織の目標達成に向け取り組んでいける職場環境を整備していく必要があります。

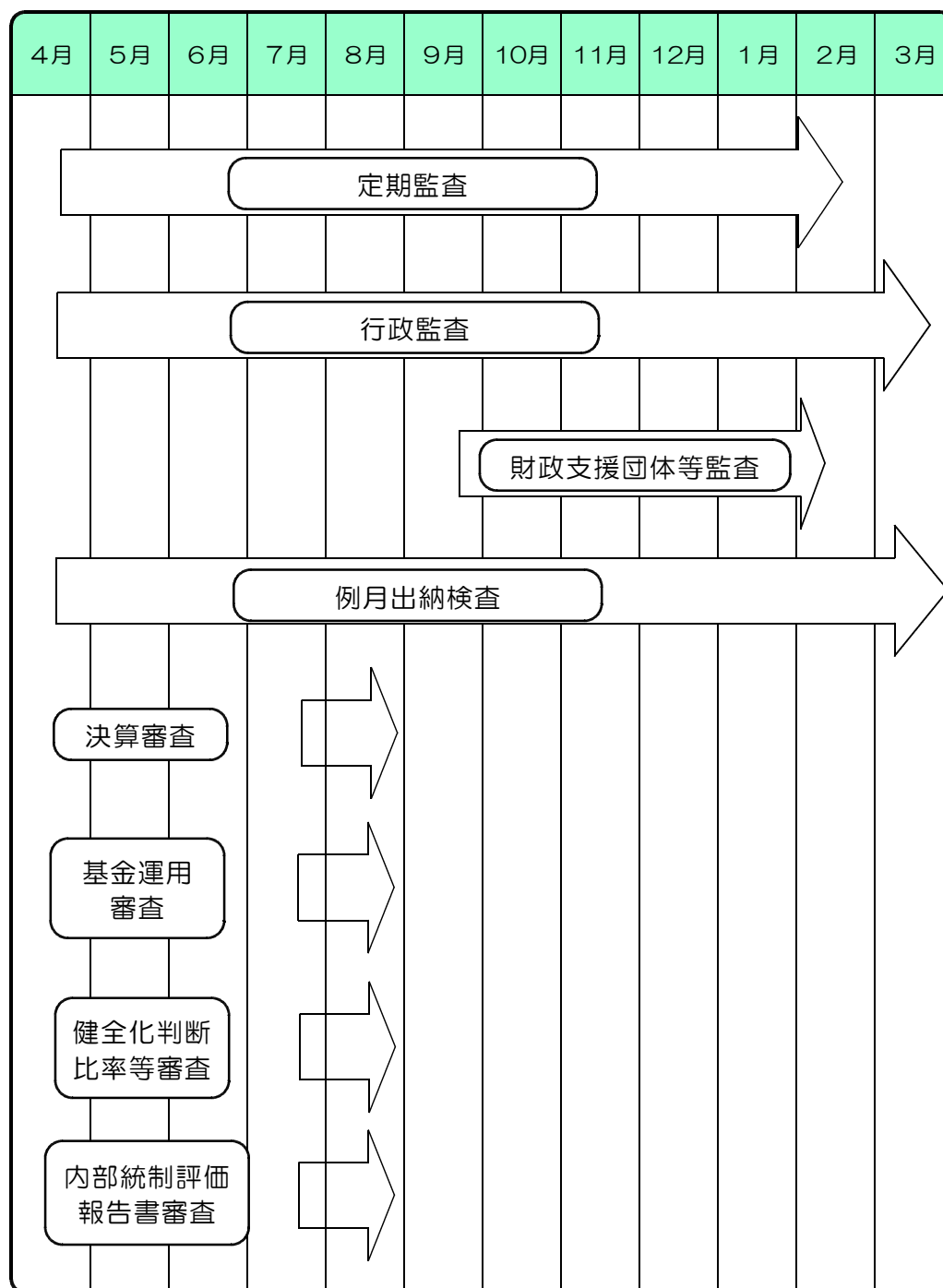
●令和6年度の各審査の実施状況

審査に付された決算、指標など	審査請求日	意見書提出日
令和5年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査	令和6年7月25日	令和6年8月30日
令和5年度基金運用審査	令和6年7月25日	令和6年8月30日
令和5年度公営企業決算	令和6年7月25日	令和6年8月30日
令和5年度健全化判断比率審査及び資金不足比率審査	令和6年7月31日	令和6年8月30日
令和5年度内部統制評価報告書審査	令和6年7月26日	令和6年8月30日

●監査事務の流れ



●監査等の実施期間



4 監査結果等の概要

監査は、合規性及び正確性の観点に加え、経済性（Economy）、効率性（Efficiency）及び有効性（Effectiveness）の観点（3E監査）から実施しています。

(1) 財務監査

① 定期監査 普通会計

監査の結果、指摘等となったものを分類すると次のとおりです。

事 項	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度
1 歳 入	17	12	17
(1) 調定時期が遅延しているもの	3	5	7
(2) 過調定又は不足調定となっているもの	10	2	1
(3) 収入未済のもの又は収入の時期が遅延しているもの			
(4) その他収入事務が適切でないもの	4	5	9
2 歳 出	24	15	25
(1) 支出負担行為が遅延しているもの	1		1
(2) 支出事務について			
ア 過払又は不足払となっているもの	7	2	1
イ 支出時期が遅延しているもの	13	7	18
ウ その他支出事務が適切でないもの	3	6	5
3 契 約	8	8	8
(1) 委託料などの積算が適切でないもの	1		
(2) 契約の時期が遅延しているもの			
(3) 履行の確認が適切でないもの			
(4) その他契約事務が適切でないもの	7	8	8
4 工事等	5	3	1
(1) 工事の設計積算又は施工管理が適切でないもの	5	2	1
(2) 履行確認（検査）が適切でないもの		1	
5 補助事業	0	2	2
(1) 事業計画の審査又は実績確認が適切でないもの			
(2) 補助事業者等に対する指導が適切でないもの			
(3) その他補助事業事務が適切でないもの	0	2	2
6 財 産	6	2	4
(1) 財産管理事務が適切でないもの	1	1	2
(2) 物品の管理が適切でないもの	5	1	2
7 その他	10	8	4
合 計	70	50	61

○ 3E（経済性、効率性及び有効性）区分別整理表

監査の結果、指摘等となったものを3E（経済性、効率性及び有効性）の観点から分類すると次のとおりです。

区 分	事 項	指 摘 内 容 等	件数
経済性	歳 出	支払遅延	1 1
	歳 出	過払い及び不足払い	7
	歳 出	支出負担行為の遅延	1
	契 約	設計額の誤り	1
	契 約	契約手続事務の不適正	6
	工事等	設計額の誤り	5
計			3 1
効率性	歳 出	支払遅延	1 1
	歳 出	支出負担行為の遅延	1
計			1 2
有効性	事 務	個人情報管理の不適正	1
	事 務	その他の事務事業	3
	歳 出	支出負担行為の遅延	1
	財 産	財産の維持管理	1
計			6
合 計			4 9

注：「指摘基準別件数」を3E区分により分類しているため、該当しない指摘等もあります。

○ 主な指摘・指導事項（原因別）

- ・ 担当者任せ、組織的なチェック不足

<概 要>

組織内の情報共有や進捗管理が不十分であり、チェック体制が機能しておらず、報酬等において支払いが遅延しているものや、特殊勤務手当を支給していないものがあった。

- ・ 特定会計年度任用職員16名の報酬について、予算残高不足により支給が遅延。
- ・ 職員旅費183件について支払いが3か月以上遅延。また電気料について支払遅延により延滞利息が発生。
- ・ 複数名に対し特殊勤務手当を未支給 他

<改善状況報告の内容>

① 原因

- ・ 支出事務について担当職員に任せきりとなり、組織として適正な進捗管理がなされていなかった。
- ・ 長期で不在となった職員の業務についてサポート体制が整っておらず、責任の所在が不明確なまま業務を執行していた。

② 対応状況

- ・ 事務職員を増員するとともに、事務分掌を見直し業務負担の平準化を図ることとした。
- ・ 担当者及び管理職員それぞれがセルフチェック表により事務処理状況を確認し支出漏れの発生防止に努めるとともに、支出内容についてもダブルチェックを徹底することとした。
- ・ 不定期に発生する支出事務については、管理職員が主体的に進行管理を行い、担当者へ進捗状況を確認し、支出事務が遅滞なく実施できるよう徹底した。

- ・ 財務事務等に関する知識・理解不足、前例踏襲

<概 要>

一般土木工事について、入札及び再度入札が予定価格超過により不調となったため改めて公告入札をしたが、その際に入札参加資格の格付等級を設定基準上、入札参加可能とされていない範囲まで拡大して当該公告入札を行い、落札者を決定し工事を施行している。

<改善状況報告の内容>

① 原因

- ・ 改めて公告入札を行う際、初回公告入札との変更点は「格付等級」だけであり、設計図書に変更がなかったことで審議不要と安易に判断した。
- ・ 地域要件を拡大するに当たり現行の範囲内で審議省略できるものを、格付等級についても同様であると誤認した。

② 対応状況

- ・ 入札事務にあっては、関係規程を確認し疑義が残る場合、入札事務担当課に確認するとともに、「入札不調時の対応フロー」を内部共有システムに掲示して、公告入札実施の起案時に印刷の上、チェックしたものを添付する。
- ・ 担当者任せにすることなく、幹部職員による組織的なチェック体制を強化するとともに、職員研修等に入札事務に関する内容を盛り込み、職員の資質向上を図る。

- ・ 確認不足・思い込み

<概 要>

復興公営住宅に係る令和5年6月から令和6年9月の家賃について、旧居住制限者と誤認し減額したため、調定額が過小となっている。

<改善状況報告の内容>

① 原因

- ・ 復興公営住宅に関する関係規程の理解が不足していた。
- ・ 家賃算定に当たり入居者には4種類の属性区分があるが、担当者及び確認者の理解不足により入居者の属性区分を誤り、過小に算定した。

② 対応状況

- ・ 関係規程の理解を深めるため、研修会等を実施する。
- ・ 誤算定防止の徹底に向けたチェック表の付属資料として、属性区分に係るチェック項目内容の解説及びチェックポイントを作成した。これを使用し属性区分のチェックを徹底する。

【 事務処理誤り防止のポイント 】

令和6年度の定期監査の検証内容について分析したところ、次の点が財務事務上のミスの発生要因として多い傾向にある。

- ① 管理職と担当間でスケジュールの共有や日頃のコミュニケーションによる進捗管理が行われず、また、ミスを言い出しにくい職場環境にあるとき。
- ② 担当者任せとなり、管理職員も含め組織としてチェックできていないとき。
- ③ 新しく担当した業務にかかる知識や理解の不足のため安易に前例踏襲したとき。
また、前任からの引継が不十分で、やるべき業務が後任の担当者に伝わっていないとき。

そのため、定期監査等を通して、次のとおり周知した。

- 内部統制が有効に機能することで、上記のミスは減らせること。
- 内部統制の推進には、一人ひとりの『主体的な取組』＝「自分事」が重要であること。
- 内部統制を機能させるためには、管理職員の動きが要であることから、職員とのコミュニケーションを図り、安心して仕事ができる環境づくりに努めること。



また、複数の所属で次のような事案が確認されたため、特に注意すること。

- ① 報償費・旅費の支払遅延
- ② 収入の調定遅延（道路占用料、土地使用料等）
- ③ 会計年度任用職員等への報酬等の支払遅延

② 定期監査 企業会計

【土木部（流域下水道事業）】

監査の結果、指摘等となったものを分類すると次のとおりです。

事 項	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度
1 経営管理関係			
（1）経営運営が適切でないもの	0	0	1
（2）会計経理が適切でないもの	0	2	1
2 収益関係			
（1）その他収入事務手続きが適切でないもの	0	0	1
3 費用関係	0	0	0
4 契約関係	0	0	0
5 資産・負債・資本関係			
（1）資本の管理・経理が適切でないもの	0	1	0
（2）流動負債の管理・経理が適切でないもの	1	0	0
6 その他	0	0	0
合 計	1	3	3

○ 3 E（経済性、効率性及び有効性）区分別件数 0件

※ 流域下水道事業は令和2年4月1日に公営企業会計に移行

主な指導事項

○土木部 ～ 流動負債（預り金の経理に適正を欠いているもの）

〈概 要〉

過年度に出納取扱金融機関から受け入れた、流域下水道事業に係る出納事務等に関する契約書に基づく差入担保金について、流動負債に計上すべきところ、誤って資本金に計上した。令和5年度に修正処理を行う際に、資本金から流動負債へ振替すべきところ、過年度損益修正損を計上し、流動負債へ振替したため、特別損失が過大になっている。

〈改善状況報告の内容〉

所属における会計実務研修等を継続して実施することにより、職員の更なる会計に関する知識習得および理解向上に努めていく。

重点検証事項

「固定資産の管理等」については、指導事項等はありませんでした。

【企業局】

監査の結果、指摘等となったものを分類すると次のとおりです。

事 項	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度
1 経営管理関係	0	0	0
2 収益関係	0	0	0
3 費用関係	0	0	0
4 契約関係	0	0	0
5 資産・負債・資本関係 (1) 固定資産の管理・経理が適切でないもの	4	1	0
6 その他	0	0	1
合 計	4	1	1

○ 3E（経済性、効率性及び有効性）区分別件数 0件

主な指導事項

○企業局～資産・負債・資本（固定資産の維持管理等に適正を欠いているもの）

〈概 要〉

過年度において撤去又は譲渡されている固定資産について、速やかに除却等を行うべきところ、固定資産台帳等に計上されたままとなっていたため、令和5年度に除却等を行い、特別損失及び特別利益を計上している。

〈改善状況報告の内容〉

固定資産を除却（譲渡）した際は、固定資産台帳の整理と総勘定元帳の振替が適正に行われているか、チェック体制を強化する。また、毎年度初めに双方の整合性を確認することにより、ズレが発生した場合の早期発見と早期修正を行う。

重点検証事項

「固定資産の管理等」については、指導事項が上記を含め4件ありました。

【病院局】

監査の結果、指摘等となったものを分類すると次のとおりです。

事 項	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度
1 経営管理関係 (1) 会計経理が適切でないもの	0	0	4
2 収益関係 (1) 調定時期又は収入時期が遅延しているもの (2) 過調定又は不足調定となっているもの (3) その他収入事務手続が適切でないもの	1 0 1	0 3 0	0 0 0
3 費用関係 (1) 費用の計上が過計上又は不足計上となっているもの (2) その他支払事務手続が適切でないもの	0 1	1 0	2 0
4 契約関係 (1) 契約締結の事務手続きが適切でないもの	0	2	0
5 資産・負債・資本関係 (1) 固定資産・負債の管理・経理が適切でないもの (2) たな卸資産の管理・経理が適切でないもの (3) 流動資産・負債の管理・経理が適切でないもの	1 1 5	4 2 0	1 2 0
6 その他	0	4	0
合 計	11	16	9

○ 3E（経済性、効率性及び有効性）区分別件数 0件

主な指摘事項

○病院局～資産・負債・資本（未収金の経理に適正を欠いているもの）

〈概 要〉

個人医業未収金について、未収金整理簿等による整理が十分行われていない。また、現年度分個人医業未収金等について、督促が行われていない。

〈改善状況報告の内容〉

担当者は、福島県立病院未収金マニュアル等に基づき適正に事務処理を行う。督促については、今後も定期的に行っていく。

上席者は、担当者から定期的に報告を受け、必要に応じて助言等をするなど事務部全体で未収金の減少に取り組んでいく。

重点検証事項

「たな卸資産の管理等」については、指導事項が1件ありました。

③ 随時監査

随時監査の結果、指摘等となったものを分類すると次のとおりです。

事 項	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度
1 歳入	1	0	0
・ 過調定又は不足調定となっているもの	1	0	0
2 経営管理関係	0	0	1
・ 経営運営が適切でないもの	0	0	1
合 計	1	0	1

平成25年度から令和3年度まで対象監査はありません。

④ 技術監査

発注前及び施工中の建設工事や設計等を対象とする竣工前技術監査の実施状況は以下のとおりです。

対象機関及び工事等名	工事概要	監査結果
警察本部 福島警察署蓬莱駐在所改築・解体設計委託	駐在所の新築設計 木造2階建て 延床面積 170㎡	おおむね適正
猪苗代高等学校 大規模改修工事設計委託	校舎改修に関する設計 RC造4階建て 延床面積 5,559㎡	おおむね適正
平工業高等学校 西3棟大規模改修工事設計委託	校舎改修に関する設計 RC造2階建て 延床面積 1,493㎡	おおむね適正
警察本部 田村警察署常葉駐在所改築設計委託	駐在所の新築設計 木造2階建て 延床面積 170.91㎡	おおむね適正
白河高等学校 大規模改造工事設計委託	校舎改修に関する設計 RC造3階建て 延床面積 3,369㎡	おおむね適正
農林水産部 農業総合センター農業短期大学校 施設統合整備工事	ホール等の新築工事 木造平屋建て 2棟 延床面積 1,170㎡	おおむね適正

技術監査の結果、指摘等となったものを分類すると次のとおりです。

事 項	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度
1 工事等関係	0	0	0
┆ (1) 工事の設計積算又は施工管理が適切でないもの	0	0	0
合 計	0	0	0

(2) 財政支援団体等監査

監査の結果、指摘等となったものを分類すると次のとおりです。

事 項	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度
1 事務（事業執行に適切でないものがある）	0	0	3
2 収入（収益）関係			
（1）計上時期、算出等が適切でないもの	1	3	1
（2）その他収入事務手続が適切でないもの		0	1
3 支出（費用）関係			
（1）支出の計上が過計上又は不足計上となっているもの	1	2	1
（2）支出の時期が遅延しているもの	0	1	1
（3）その他支払事務が適切でないもの	0	1	0
4 補助・契約関係			
（1）補助・委託契約等の成果確認が適切でないもの	1	2	0
5 財産関係	0	0	0
6 その他	0	1	0
合 計	3	7	8

主な指摘等事項

○費用関係～指導（県補助金の実績報告に適正を欠いているもの）

〈概 要〉

補助金の実績報告書の計上誤りにより、補助金を過大に計上している。

〈改善状況報告の内容〉

補助金を返還するとともに、実績報告書の内容については、今後、複数人によるチェックを徹底する。

5 行政監査(課題監査)結果等の概要

行政監査は、特定の事務や事業について、毎年、特定のテーマを決めて実施している監査です。

令和6年度は、「新産業を支える人材育成の成果の検証」をテーマとして実施しました。詳細は、監査委員事務局のホームページをご覧ください。

1 テーマ	新産業を支える人材育成の成果の検証について
2 目的	定期監査等においては、財務に関する事務の執行及び県の経営に係る事業の管理について監査するが、行政監査においては、それ以外の一般行政事務について、必要に応じて監査するものである（地方自治法第199条第2項の規定を根拠に、合規性、正確性、経済性、効率性及び有効性の観点から実施）。 「社会経済情勢の変化に対応しているか」、「県民の関心が高いものか」、「複数の機関を横断的に監査する必要のある事務事業か」などの観点から、他の都道府県における実施状況等を踏まえ、複数の候補からテーマ案を絞り込み、監査委員協議会において決定している。 令和5年度は、地域の活力のベースとなる産業政策に焦点を当て、「新産業の創出・振興に係る事業成果の検証」をテーマとしたが、令和6年度は、その検証を深化させ、新産業を支える人材育成の取組について成果の検証を行うため、本テーマを選定した。
3 対象機関	対象課室等：50（10課室、35公所、5公益法人等）
4 主な着眼点	(1) 総合計画の政策分野別施策や各事業において設定した産業人材育成に係る指標の進行管理、PDCAサイクルは適切か。 (2) 新産業の人材育成に係る事業は適正に執行されているか。 ア 委託事業、補助事業は目的どおりの成果が上がっているか。 イ 事業効果の検証は適切に行われているか。 (3) 各種事業における産業人材の育成方針は適切か。 ア 事業毎に育成しようとする人材に関する中期的スパンでのイメージはあるか。 イ 企業ニーズとマッチしているか。 (4) 各種事業において、高等教育機関及び企業との産学官連携の在り方は適切か。 (5) 人材育成事業と県内就職等に向けた人材確保事業との連携は適切か。

○監査結果

1 監査結果	各事業における取組の成果が確認されるとともに、県内企業が求める人材ニーズの把握に努め、一定程度事業内容に反映させることで、新産業の人材育成と確保を目的とした取組が行われていることが確認された。
2 課題に対して検討改善を要する監査委員意見	検討改善を要する監査委員意見のうち、主なものは次のとおりである。 1 本県の復興・創生に向けた取組と若者の県外流出など急速に進む人口減少対策を進めるため、製造業の更なる振興と新産業の育成・集積を一層促進するとともに、それを支える人材の育成・確保に関する各施策を車の両輪として積極的に取り組まれない。 2 新産業の育成・集積の状況に応じて必要とされる人材育成のイメージを県全体の方針として明確化した上で、県庁の部局だけでなく、県内企業や研究機関、高等教育機関等の関係機関が共有して取り組まれない。 3 新産業を支える人材の育成に当たっては、PDCA マネジメントサイクルを確実に実行する上で、EBPM（根拠に基づく政策立案）の考え方にに基づき、事業単位で具体的な成果指標を設定し、得られた成果を企業や関係機関と共有し事業の改善に取り組むとともに、成果の見える化を行い、県民に分かり易く伝えるよう努められたい。 4 人材育成事業を通して育成した人材が、事業実施から5～10年経過後に、新産業を始め県内産業で活躍できているかを確認することで、中・長期的な評価を行うとともに、その評価を踏まえた事業の見直しや再構築に繋がるよう検討されたい。

6

令和6年度は3件の住民監査請求があり、「却下」1件、監査を実施した結果「勧告」を行ったもの1件、「審査中」1件となっています。

住民監査請求の制度概要は、以下のとおりです。

《参考》 住民監査請求

住民監査請求は、地方公共団体の住民が、当該団体の長等の職員について違法又は不当な「財務会計上の行為」があると認めるとき、これを証明する書類を添えて監査委員に対して監査を求め、損害等を補てんするために必要な措置を請求できる制度です。

監査請求
できるもの

- ① 公金の支出 ② 財産の取得、管理、処分
③ 契約の締結、履行 ④ 債務その他の義務の負担
⑤ 公金の賦課、徴収を怠る事実
⑥ 財産の管理を怠る事実

監査請求
できる期間

原則、上記行為のあった日又は終わった日から1年です。

監査請求 できる要件

〈形式要件〉

- ① 違法・不当な行為を行った者が分かる記載となっていること
- ② 請求人が福島県民であること
- ③ 違法・不当な事実を証明する書類が添付されていること
- ④ 請求期間内であること

＜内容要件＞

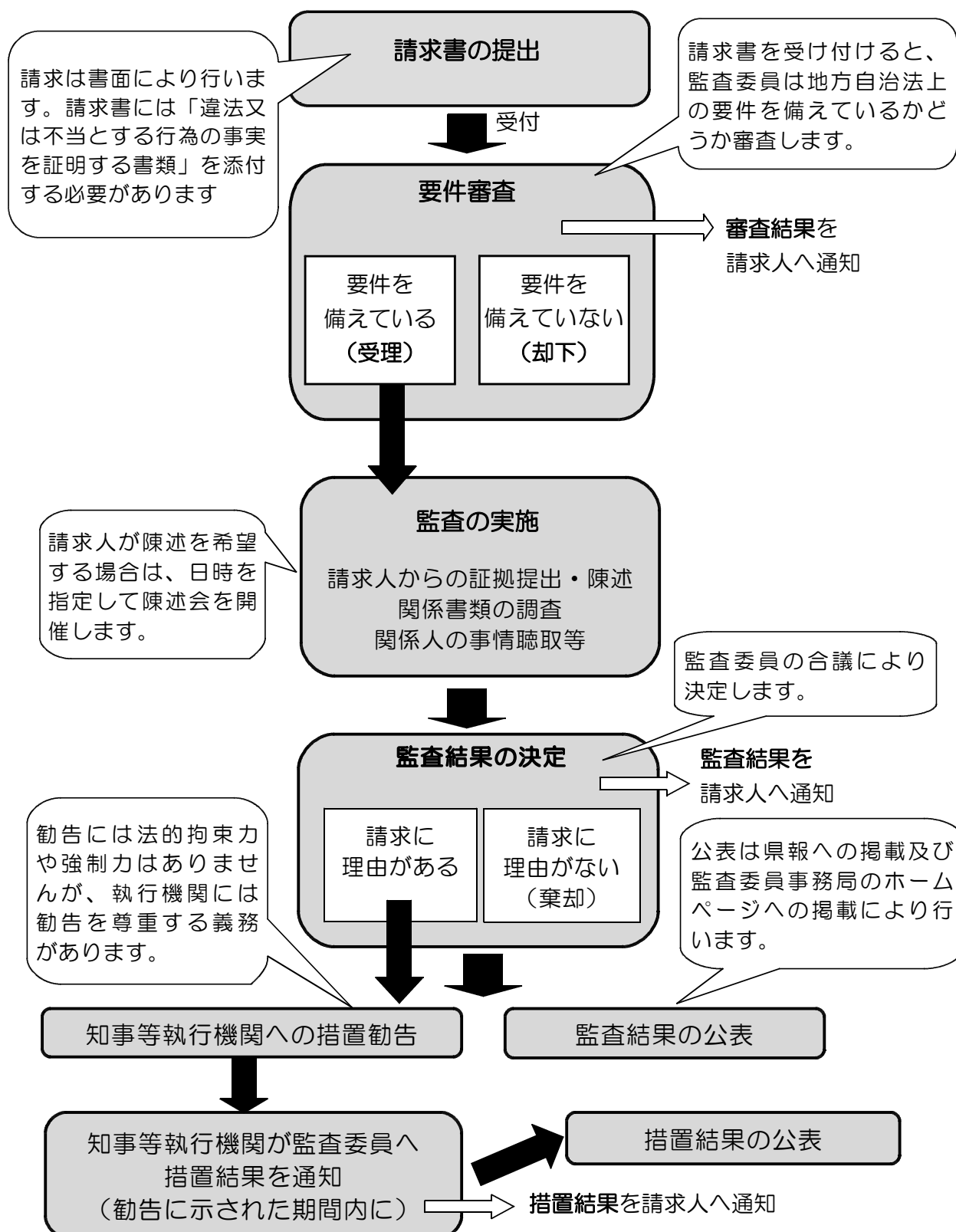
- ① 県の財務会計上の行為であること
- ② 違法・不当とする事実又は理由の記載があること
- ③ 行為の結果として損害又はそのおそれがあること
- ④ 措置要求内容の記載があること

監查結果

○監査結果は、請求があった日から60日以内に決定し公表しなければならないと定められています。

○監査結果に不服がある場合は、裁判所に対して「住民訴訟」を提起することができます。

■ 住民監査請求の主な流れ



課 名	業 務 内 容
【監 査 総 務 課】	・ 監査、検査及び審査(以下「監査等」という。)の実施についての基本方針及び計画に関すること。 ・ 監査等の結果の報告及び公表並びに意見の提出に関すること。 ・ 請求監査及び要求監査に関すること。 ・ 職員の賠償責任の監査に関すること。 ・ 事務局内の庶務、人事、予算及び経理に関すること。
【普通会計監査課】	・ 普通会計の定期監査及び随時監査の総括並びに決算審査に関すること。 ・ 健全化判断比率の審査に関すること。 ・ 普通会計の例月出納検査に関すること。 ・ 基金の運用状況の審査に関すること。 ・ 内部統制評価報告書の審査に関すること。 ・ 指定金融機関等の監査に関すること。 ・ 技術監査に関すること。
【企業会計監査課】	・ 企業会計の定期監査及び随時監査の総括並びに決算審査に関すること。 ・ 資金不足比率の審査に関すること。 ・ 財政支援団体等の監査に関すること。 ・ 行政監査に関すること。 ・ 企業会計の例月出納検査に関すること。 ・ 出納取扱金融機関の監査に関すること。

令和6年度 監査のあらまし

令和7年3月発行

編集・発行 福島県監査委員事務局

〒960-8681

福島市杉妻町2番16号

福島県庁内郵便局私書箱第24号

TEL(024)521-7585

FAX(024)521-7966

福島県ホームページ（監査委員事務局）

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/63010a/>

（トップページ＞組織でさがす＞監査委員事務局）

